

令和 3 年 2 月 4 日
市民局消費生活センター

「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」中間案
に対する意見募集の結果について

1 実施概要

- (1) 意見募集期間 令和 2 年 10 月 22 日（木）～令和 2 年 11 月 20 日（金）
(2) 意見募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール

2 意見提出数

- (1) 提出者数 10 個人・団体 （内訳 個人：5 人、団体：5 団体）
(2) 意見数 105 件

	項目名	件数	
1	第 1 章 計画の策定について	1	
2	第 2 章 消費生活をめぐる社会の現状と課題	7	
3	第 3 章 目指すべき姿と施策の柱	9	
4	第 4 章 計画推進のための施策 の展開及び進行管理（全 87 件）	I 消費生活の安全・安心の確保	7
5		II 消費者教育・啓発の推進	33
6		III 消費者被害の防止及び救済	16
7		IV 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応	11
8		V 多様な主体の連携の推進	10
9		その他	10
10	資料	1	
	総 数	105	

「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」中間案に対するご意見と本市の考え方

第1章 計画の策定について（1件）

No.	ご意見	本市の考え方
1	本計画が「消費者市民社会」の実現を目指すものであることが示されておりますが、「消費者市民社会」という言葉は、残念ながら、社会に広まり多くの市民に認知されている状況にあるとは言えません。「消費者市民社会」の定義は、第3章の1ページ目の囲みの中で紹介されておりますが、「消費者市民社会」の実現という目的の重要性や、冒頭の第1章にも「消費者市民社会」という言葉が使われていることに鑑み、第1章中でその定義や意義を紹介するのが相当と思料いたします。	第1章は計画の基本事項を記載したものであることから、「消費者市民社会」の詳細な説明は馴染まないと考え、巻末の用語集へ記載しております。加えて、「【資料1】持続可能な社会を目指して～消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進～」で詳しく説明しております。

第2章 消費生活をめぐる社会の現状と課題（7件）

No.	ご意見	本市の考え方
2	p.4 成年年齢引き下げについて、相談窓口を充実し、職場、学校等相談しやすい環境をつくり、トラブルに対処することを提案します。	それぞれのご提案に係る取り組みは、第4章の「2施策の展開」に記載しております。
3	p.5 在留外国人の増加について、外国人の方のアルバイト先や職場、学校にある相談窓口の充実を提案します。	成年年齢引き下げについては、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(3) ①・(4) ① (24ページ) に、在留外国人については、同じく (1) ⑩・(6) ① (24ページ) に、
4	p.5 デジタル化の進展について、携帯ショップでの携帯教室の内容の充実や、地域で携帯教室を開催してもらうことを提案します。	デジタル化の進展については「施策の方向3」(4) ① (26ページ) で事業者が行う CSR 活動の一環として、自然災害の激甚化等については、「I 消費生活の安全・安心の確保」の「施策の方向5」(3) ① (20ページ) が該当します。
5	p.6 自然災害の激甚化、多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大について、正しい情報を地域へ発信すること、また、職場や学校等での正しい情報提供や話し合いの場を設けることを提案します。	なお、計画を推進していくにあたり、個別の事業展開について、ご提案の内容も参考とさせていただきます。
6	p.13 取り組むべき課題の消費生活の安全・安心の確保について、対処を3点提案します。①消費者の安全安心の確保についてなど商品に対する教室を職場や現場で月1回開催する。②指導監視を不定期に月1回以上行う。③スタッフ全員に教育する。	それぞれのご提案に係る取り組みは、第4章の「2施策の展開」の「I 消費生活の安全・安心の確保」及び「IV 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応」に記載しております。

7	p.14 取り組むべき課題の高齢者の見守りについて、2点提案します。①地域グループ全世帯の65歳以上に必ず参加してもらう。②地域グループ活動について、お茶飲み会、安全教室、交流会を行う。	
8	p.14「取り組むべき課題」のタイトルに「高齢者の見守り」がありますが、その後の第3章以下をみると、p.16、p.30以下には、高齢者とともに障害者への対応も記載されております。障害者の支援も高齢者支援と並ぶ重要な課題であることから、「取り組むべき課題」のタイトルに障害者に関する記載も入れるべきと史料いたします。	第2章の「3 取り組むべき課題」は、「1 消費者を取り巻く状況」及び「2 消費者行動・意識、消費者教育の状況」から導いており、相談の増加に関しては、高齢者について顕著に表れておりますことから、ここには「障害者」は含めておりません。 一方で、障害のある方の消費者被害の防止に向けて取り組む必要はあると考えており、16ページ、31ページなどでは障害者も含めて高齢者等と表記としております。

第3章 目指すべき姿と施策の柱 (9件)

No.	ご意見	本市の考え方
9	p.15 2行目「消費者が安全に安心して生活できるよう、」の後に「消費生活の基盤となる食品・製品等の安全な提供を確保し、」を加えることを検討してください。	15ページ2行目末尾以降に「消費生活情報の収集と提供、関係機関・団体等との連携による被害の未然防止と拡大防止、食品の安全性を確保するための監視指導、適正な商品表示・計量を推進するための調査指導、法令遵守の指導を行う」と記載しており、これらを通して、食品・製品等の安全な提供に寄与してまいります。
10	p.15 3行目末尾「食品」の後に「・製品等」を加えることを検討してください。	
11	p.15 「消費者が安全に安心して暮らせる社会」を目指します。について前段に適正な商品表示とありますので、ゲノム編集食品(*1)に対する表示を求める行動など、不安要素を無くすための消費者教育を意識した内容を盛り込んで頂ければと思います。 *1ゲノム編集技術応用食品 ゲノムとは生物の持つDNA全体を指し、特定のDNAの配列を切断できる人工酵素を使って、狙った遺伝子に突然変異を起こす「ゲノム編集技術」を用いて得られた食品	ゲノム編集技術応用食品については、国の消費者基本計画（令和2年3月閣議決定）において、「今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討することとする。」とされていることから、今後の国の動向を注視してまいります。

12	<p>消費者市民社会の形成と消費者教育の推進は本計画の重要な柱と思われることから、その重要性及び関連性についてより明確になるような記述にしてください。</p> <p>第3章 1 目指すべき姿として記載のある「消費者市民社会」の形成について、「消費者市民社会」という言葉は、残念ながら、社会に広まり多くの市民に認知されている状況にあるとは言えません。</p> <p>消費者市民社会の形成と消費者教育の推進は本計画の重要な柱と言えます。消費者の行動が将来の社会を変えるとされていることや、自分だけでなく環境や周りのことを考えなければならないことなど、安全・安心な暮らしの実現のために、なぜ「消費者市民社会」の形成が必要なのかが読み取れるような内容にしてください。</p> <p>(同様の意見他2件)</p>	<p>「消費者市民社会」の形成の必要性については、具体的行動例も交え、「【資料1】持続可能な社会を目指して～消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進～」に記載しております。</p>
13	<p>「消費者市民社会」の実現を「自立した消費者」とは、どのような消費者なのか具体的に表現して頂きたいです。</p>	<p>「自立した消費者」については、「【資料1】持続可能な社会を目指して～消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進～」の「1 消費者教育の意義」に記載しております。</p>
14	<p>第2章の1「消費者を取り巻く状況」が、同章の3「取り組むべき課題」及び第3章の「目指すべき姿と施策の柱」において反映されるという構成になると、関係が明確になると思います。具体的には、第2章の1に記載のある「高齢化の進行」「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」「自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大」などの消費者を取り巻く社会情勢は、第2章の3及び第3章の「消費生活の安全・安心の確保」項目などにも反映させる必要があるものと考えます。</p>	<p>第2章の「1 消費者を取り巻く状況」及び「2 消費者行動・意識、消費者教育の状況」から「3 取り組むべき課題」を整理し、その課題を踏まえて第3章の「2 施策の柱」をまとめておりますが、課題と施策の柱のつながりがわかるよう必要な修正を検討いたします。</p>
15	<p>p.16「Ⅲ 消費者被害の防止及び救済」の本文末尾の「相談員の資質向上に努めます。」を「相談員数の十分な確保及び相談員の資質向上に努め、相談員が習得した知識経験を長期間にわたって活かし市民に還元できる体制の確保に努めます。」とすることを検討してください。</p>	<p>必要な相談員を確保したうえで、第4章の「2 施策の展開」、「Ⅲ 消費者被害の防止及び救済」の「施策の方向3」(1) (28ページ)に記載している取り組みの中で、消費生活相談の充実を図ってまいります。</p>

第4章 計画推進のための施策の展開及び進行管理 (87件)

施策の柱Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保 (7件)

No.	ご意見	本市の考え方
16	p.19 施策の方向1(2) 住まいの安全性の確保の①に「建築物の最低の基準である建築基準法令の順守を図り、住宅の安全性確保を図ります。」を加えることを検討してください。	p.19 施策の方向1(2) 住まいの安全性の確保の①は、耐震化の促進についての記載であることから、ご意見は参考とさせていただきます。
17	中間案には、現状と課題も詳しく書かれていると思います。中でも「施策の柱Ⅰ消費生活の安全・安心の確保」が一番大事だと思っています。食の安全については、食中毒発生の度に衛生管理の指導を行っている事は市民としても伝わってきていることですが、p.19「施策の方向2 生活関連商品の安定供給及び適正な表示・計量の推進 (2) 適正な表示に関する事業者への調査・指導 ①不適正な食品表示等の発生防止のため、適時適切な調査・指導を行います。」について、誰が調査を行うのでしょうか。市民局が指導を行っているのだと思いますが、この記載ではよくわかりません。市民に分かりやすい計画をお願いします。また、p.21 評価指標の指標項目1. 食品表示調査について、調査件数が記載されていますが、どなたが調査されているのでしょうか。仙台市でも食品表示の調査を行っていることは、どのくらいの市民の方が知っているのでしょうか。もう少しわかりやすく記載してください。	「Ⅰ消費生活の安全・安心の確保」の「施策の方向2」(2) ①(19ページ)に記載のとおり、市民局において調査・指導を行っております。なお、具体的施策の実施状況については、毎年度ホームページで公表しております。
18	表示は、本来わかりやすいものでなければならず、消費者が表示の読み方・見方を勉強しなければ理解することができないものであってはならないと考えます。消費者が表示の内容について十分認識しているとはいえません。このため、消費者の自己啓発も大切ですが、まず、事業者・行政機関・学校教育・社会教育等による消費者啓発が必要なことから、項目を追加してください。(同様の意見他2件)	消費者啓発については、第4章の「2施策の展開」、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(5)(24ページ)に記載しており、引き続き関係機関・団体等と連携し、取り組んでまいります。
19	p.20 施策の方向3(2)として、「危険性情報の収集と指導又は要請」を加え、その①として「市民から食品・製品等に対する危険性情報の収集窓口を設け、そこに寄せられた意見・情報等に基づき、事業者に対して食品・製品等の安全性確保措置等を指導・要請し、また、安全性立証のための説明等を求めます。」を加えることを検討してください。	消費者事故への対応については、第4章の「2施策の展開」の「Ⅲ消費者事故の防止及び救済」の「施策の方向1」(3) ①(28ページ)に記載しており、危険が生じていたり、危害・危険が及びそうな相談案件については、国民生活センター等に情報提供し、共有を図っております。

		また、「Ⅰ消費生活の安全・安心の確保」の「施策の方向1」及び「施策の方向2」（19ページ）に記載している取り組みの中で、事業者に対する調査・指導等を行ってまいります。
20	p.20 施策の方向6(1)①の「国・県」の後に「、弁護士会」も加えることを検討してください。	第4章の「2施策の展開」、「Ⅰ消費生活の安全・安心の確保」の「施策の方向6」(1)①(20ページ)では、食品表示や計量検査に関する制度を所管又は実施する消費者庁や国民生活センター、宮城県食品表示監視協議会、全国計量行政会議等との連携について記載しており、弁護士会との連携については、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」及び「Ⅲ消費者事故の防止及び救済」に記載しております。

施策の柱Ⅱ 消費者教育・啓発の推進（33件）

21	学校教育における消費者教育について、教師のスキルアップも必要ですが、学習の中で活用してもらえるような教材の開発が必要です。直面するトラブルに対し、最新の事例を活用し、理解しやすく伝えることが効果的と考えます。（同様の意見他2件）	教材については、第4章の「2施策の展開」、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(1)③及び④(23ページ)に記載しており、引き続き教育機関と連携しながら教材の作成等に取り組んでまいります。
22	企業における新人教育などにも消費者教育が必要です。企業に対する積極的な働きかけを行うべきです。（同様の意見他2件）	事業所等への消費者教育・啓発については、第4章の「2施策の展開」、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(5)②(24ページ)に記載しており、今後も継続的に働きかけを行ってまいります。
23	「消費者力」向上のための消費者教育の担い手育成に関して、「消費生活パートナー」の活動に関しての検証・評価が必要と考えます。第4期計画の地域内における人材の育成に反映させるべきです。（同様の意見他2件）	消費生活パートナーについては、第4章の「2施策の展開」、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(8)①(24ページ)に記載しており、今後も地域での啓発や、消費生活センターへのつなぎ役を担える消費生活パートナーの育成に取り組んでまいります。
24	p.24 施策の方向 1 ライフステージ等に応じた消費者教育・啓発の充実 (8)人材の育成「消費生活パートナー」の育成についての具体的な行動と具体的な計画などをもう少し盛り込んで頂きたいです。	

25	<p>追加項目として「金融教育の推進」を明記してください。カード・クレジット・キャッシングによる多重債務の増加や、インターネットバンキングなどによる金融商品の取り扱いなど、消費者を取り巻く金融商品の動きは複雑になっています。また、収入構造の変化などにより、自分自身のライフプランと資金計画などを交えた金融教育を推進していくことが今後ますます必要になると考えます。(同様の意見他2件)</p>	<p>金融経済教育については、第4章の「2 施策の展開」、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向1」(5) ① (24 ページ) 並びに「施策の方向3」(3) ① (25 ページ) の中で、県金融広報委員会等と連携しながら取り組んでまいります。</p>
26	<p>環境の保全に配慮した事業活動として、持続可能な開発のための教育 (*2)、循環型社会の形成に向けたエネルギー教育についても明記してください。(同様の意見他2件)</p> <p>*2持続可能な開発のための教育 環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。また、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。</p>	<p>持続可能な社会に向けた啓発、教育については、第4章の「2 施策の展開」、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向2」(24~25 ページ) に記載しており、その施策展開の中で取り組んでまいります。</p>
27	<p>追加項目として「消費者団体との協働による消費者教育の推進」の明記を要望します。消費者市民社会を目指すにあたり、一般消費者への啓発の推進には消費者団体との協働が必要です。消費者の目線を活かした啓発の手法を取り入れるべきと考えます。消費者団体向け啓発講座の開催、消費者団体への啓発講座の委託・調査活動の委託、消費者団体との消費者教育・啓発に関する交流会の開催などが考えられます。(同様の意見他2件)</p>	<p>ご提案の主旨は、第4章の「2 施策の展開」、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向3」(4) ① (26 ページ) に含まれているものと考えております。</p> <p>なお、計画を推進していくにあたり、個別の事業展開については、ご意見の内容も参考とさせていただきます。</p>
28	<p>消費者教育・啓発の推進について、これまでも学校教育現場との連携が行われてきましたが、学校の学習方針によって取り組み方法に違いが見られました。「消費者教育連絡協議会」で話し合われた計画を実行に移すためにも、消費生活センターの相談員のほかに専門スタッフを配置し、学校からの要請に応えたり、専門家との連携を取っていくことが有効であると考えます。(同様の意見他2件)</p>	<p>第4章の「2 施策の展開」、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向3」(2) ① (25 ページ) の中で、学校のニーズに応え、支援していくために、専門家等と連携するなど、消費生活センターのコーディネート機能の充実を図ってまいります。</p>
29	<p>消費者教育の取り組みに関しては、仙台市立の学校(小中高校)のカリキュラムに盛り込むなど、もっと具体的な施策にしてください。</p> <p>また、消費者市民社会の中核である「持続可能な社会」の重要性は、早期から教育するのが相当であり、小学校のカリキュラムにも盛り込むべきです。(同様の意見他3件)</p>	<p>平成29年、30年に学習指導要領が改定され、消費者教育の充実が図られているところです。また、各学校においては持続可能な社会づくりに資する取り組みをこれまでも様々行っているところですが、今後は各教科等とのつながりをより体系的に示しながら取り組みを進めてまいります。</p>

30	<p>持続可能な社会の実現には、エシカル消費 (*³) のような消費者の行動によって地球環境や未来を変えることができると自覚し、環境等に配慮している事業者や商品等を選択する消費行動が大切です。しかし、エシカル消費に関する消費者への教育がまだまだ不足しているのが現状です。消費者の意識のさらなる向上を図るため、学校教育等を含め幅広く消費者教育を行うなど、さまざまな主体の連携による推進活動を進める必要があります。(同様の意見他 2 件)</p> <p>*³エシカル消費 よりよい社会に向けて、人や社会、環境に配慮した消費行動</p>	<p>エシカル消費の普及・啓発については、第 4 章の「2 施策の展開」、「II 消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向 2」(1) ② (24 ページ) に重点取り組み施策として記載しております。</p> <p>なお、計画を推進していくにあたり、個別の事業展開について、ご意見の内容も参考とさせていただきます。</p>
31	<p>エシカル消費にはフェアトレード (*⁴) 商品や環境に配慮したエコ商品の購買、地産地消やオーガニック製品の利用などがあげられますが、エシカル消費行動の推進には、何がエシカルな商品なのか消費者に正しく伝えることも重要であると考えます。エシカル消費を選択する助けとなる各種の認証ラベル・認証マークについて存在や意味を知らない消費者もいることから、持続可能性に配慮した商品の認証ラベルの周知についても計画に追記してください。(同様の意見他 2 件)</p> <p>*⁴フェアトレード 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み</p>	
32	<p>p.24 施策の方向 2 持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進</p> <p>②のエシカル消費について、具体的にどのような取り組みを進めるか表現出来る範囲でして頂きたいです。</p>	

施策の柱Ⅲ 消費者被害の防止及び救済 (16 件)

33	<p>「消費生活センターの周知」「多様な媒体を活用した効果的な広報・啓発活動」「情報提供による消費者被害の拡大防止」の施策の拡充について、消費者団体と協働した取り組みを行ってください。(同様の意見他 2 件)</p>	<p>消費生活センターの相談窓口の周知等については、第 4 章の「2 施策の展開」、「Ⅲ消費者被害の防止及び救済」の「施策の方向 1」(1) (28 ページ) に記載しており、引き続き関係団体と連携しながら取り組んでまいります。</p>
----	--	--

34	<p>現在の相談方法は、自ら消費生活センターへ相談にきた場合や電話によるものがほとんどです。しかし、新しい生活様式に対応するには、相談の入り口は今の時代に即した SNS やメールを活用した 24 時間対応相談窓口の設置にすべきです。</p> <p>また、高齢者や障がい者など自分でセンターに出向けない消費者も多く見られます。今後増加すると思われる来所困難な相談者のために、出向いていく相談業務の体制の継続・拡充をお願いします。(同様の意見他 2 件)</p>	<p>新しい生活様式への対応を含めた新たな相談の手法の検討については、第 4 章の「2 施策の展開」、「Ⅲ消費者被害の防止及び救済」の「施策の方向 3」(5) ③ (29 ページ) に記載している取り組みの中で、消費生活相談の充実を図ってまいります。</p>
35	<p>住民が相談しやすい環境整備のために、区役所ごとに相談窓口を開設してください。(同様の意見他 2 件)</p>	<p>消費生活に関する相談については、これまでも、区役所等の広聴相談窓口と連携して対応しており、引き続き取り組んでまいります。</p>
36	<p>多重債務に陥っている人たちは、年収 200 万円以下の世帯が多く、しかも要因が生活費や教育費のためということは重大なことだと考えます。そのため、多重債務の解決(債務処理相談)だけではなく、その後の生活再生についての相談や生活資金などの方策・支援を明確にすべきと考えます。(同様の意見他 2 件)</p>	<p>生活再生などの支援については、第 4 章の「2 施策の展開」、「Ⅱ消費者教育・啓発の推進」の「施策の方向 1」(4) ② (24 ページ) に記載しております。</p>
37	<p>ADR (*5) 機能を持つ被害救済部会の開催が進んでいません。広く消費者の被害防止・利益につながりますので、相談事例の速やかな収集を行い被害救済部会を活用すべきです。また、市民への周知・徹底を要望します。(同様の意見他 2 件)</p> <p>*5ADR (Alternative Dispute Resolution) 「裁判外紛争解決手続」。さまざまな法的トラブルについて、裁判ではなく当事者以外の第三者に関わってもらいながら解決を図るもの。</p>	<p>消費者被害の救済については、第 4 章の「2 施策の展開」、「Ⅲ消費者被害の防止及び救済」の「施策の方向 2」(1) ③ (28 ページ) に記載しており、「仙台市消費生活条例」の規定に基づき、必要に応じて被害救済部会の活用を検討してまいります。</p>
38	<p>p.17 1 施策の体系「Ⅲ 消費者被害の防止及び救済」の「主な施策」欄の 3 (1) を「相談員数の十分な確保」とし、変更前の (1) を「(2) 消費生活相談に関する専門的な知識の向上とその技能の長期間の活用」とすることを検討してください。</p>	<p>必要な相談員を確保したうえで、第 4 章の「2 施策の展開」、「Ⅲ消費者被害の防止及び救済」の「施策の方向 3」(1) (28 ページ) に記載している取り組みの中で、消費生活相談の充実を図ってまいります。</p>

施策の柱Ⅳ 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応（11件）

39	<p>民生委員・地域包括支援センター職員・ケアマネジャーなどとの連携した啓発活動はこれまでも取り組まれてきましたが、必ずしも功を奏しているとはいえない状況です。高齢者の消費者トラブル見守りに「消費生活パートナー」の積極的な活用を要望します。（同様の意見他2件）</p>	<p>高齢者等の見守りによる消費者被害の防止にあたっては、「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」を運営していく中で、必要な見直しを行いながら、継続的に検討してまいります。</p>
40	<p>高齢者等の見守りには公共施設等でのサークル活動場面や福祉用具事業者や高齢者向けに事業を実施している事業者、専門家や民間団体などから意見を聞くなどして工夫する必要があります。早期に消費者トラブルを察知し救済できるよう、地域におけるネットワーク化を推進し、見守り体制について具体化する必要があります。高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐことを目的とした協議会の構成員メンバーについて見直しが必要と考えます。（同様の意見他2件）</p>	
41	<p>Ⅲ「消費者被害の防止及び救済」及びⅣ「高齢者等特に配慮を要する消費者への対応」において、取組事項のうち「施策の方向 関係機関・団体等との連携」として、「『仙台市消費者の安全を守る連絡協議会』の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】」との記載があり、仙台市消費者の安全を守る連絡協議会による被害予防が重点課題とされております。しかし、同協議会の現状は、主に関係団体の情報・意見交換の場となっており、消費者安全法が予定するメリット・機能が十分に生かされているとは言えません。そこで、他の自治体の運用事例を調査研究するなどして、同協議会の具体的で有効な活用策を検討課題とすべきと考えます。（同様の意見他1件）</p>	
42	<p>高齢者等が抱える問題は消費者被害だけに特化するものではなく、生活困難や精神的な被害につながる可能性がありますので、他団体だけではなく庁内関係部局との連携を強化してください。（同様の意見他2件）</p>	<p>引き続き関係部局間で連携を図ってまいります。</p>

施策の柱V 多様な主体との連携の推進 (10件)

43	消費者教育推進地域協議会は必ずしも連携を目的とした組織とはいえないためネットワーク組織を検討してください。既存の団体だけではなく、環境団体、NPO、市民団体、福祉関係者など多方面の参加が重要であると考えます。(同様の意見他2件)	区域における情報交換や調整を目的としている「消費者教育推進地域協議会」において、今後も、関係機関・団体等と連携を図ってまいります。
44	多様な主体の連携は市民団体・学校教育現場・事業者・地域が相互に連携した取り組みはもちろんです、異年齢・異業種による連携の持ち方を探り、地域の企業や学生などの既存の組織・力をフル活用することが必要です。消費生活センターがコーディネイト役となり取り組む事項を具体的に項目の内容に記載してください。(同様の意見他2件)	消費生活センターが担うコーディネイト役については、第4章の「2 施策の展開」、「V多様な主体との連携の推進」の「今後の取り組み」(33ページ)にその方向性を記載しております。 なお、計画を推進していくにあたり、個別の事業展開について、ご意見の内容も参考とさせていただきます。
45	「多様な主体との連携」として「市民活動団体等との連携」が記載されておりますが、市民団体の中でも特に消費者問題への関与が大きく、事業者への申し入れなど広範な活動を行っている「適格消費者団体」との連携について加筆してください。(同様の意見他3件)	ご意見を踏まえ、第4章の「2 施策の展開」、「V多様な主体との連携の推進」の「今後の取り組み」(33ページ)に「適格消費者団体」の追記を検討いたします。

その他 (10件)

46	評価指標について、実施件数が目標値とされていますが、その効果など「相談者の満足度の観点」についても評価指標に加えてはいかがでしょうか。	相談内容は多岐にわたっており、相談者の求めるレベルも様々であることから、客観的に把握できる数値を評価指標としております。
47	今後取り組みについて、“・・・努めます”、“・・・検討します”、“・・・検討を行います”などの表現を、“・・・行います”としたい。	それぞれの取り組みの進捗状況や達成目標は様々であることから、その状況に応じた表現としております。
48	計画の推進体制及び進行管理について、県内であれば宮城県消費生活センターや各市町村の相談窓口、全国的には国民生活センターなどと連携、情報交換を行い、取り組みの参考にすることもあり得る考えます。特に、同じ仙台市に事務所を置く、宮城県消費生活センターとの実務面で連携・協力関係を表現されてはいかがでしょうか。	国・県との連携については、「2 施策の展開」の「V多様な主体との連携の推進」(33ページ)に記載しております。

49	<p>3 計画の推進体制及び進行管理について</p> <p>(1) 実効性のある計画にするためには施策項目の中に数値目標を入れ、消費生活審議会において検証・評価できる形にする必要があります。5年後に目指す姿を明確にしてください。また具体的な施策について工程表を作成してください。(同様の意見他2件)</p>	<p>第4章の「2 施策の展開」において、施策の方向ごとに整理した「取組事項」を基に、年度ごとに評価を行い、その結果を公表いたします。</p> <p>具体の施策については、計画期間中の状況の変化や評価結果を基に、年度ごとに必要な見直し・改善を図りながら実施してまいります。</p>
50	<p>(2) 計画の推進に当たり、進行管理と公表は極めて重要であり、年度ごとの評価と公表もできるだけ速やかに実施をいただきたいと思っておりますので、公表時期の目安を設定してください。(同様の意見他3件)</p>	<p>これまでどおり、年度ごとに評価を行い、消費生活審議会へ報告の後、ホームページで公表してまいります。</p>

資料 (1 件)

No.	ご意見	本市の考え方
51	<p>公募で採用している「消費生活パートナー」は48名と聞いています。年1回「フォローアップ講座」が実施されておりますが、出席率は25%くらいと把握しております。達成感の共有を高めるため、また、「消費生活パートナー同志」の連携を深め情報交換の機会を増やすことを希望します。多くのパートナーは単独行動をしており、新しいパワーになると考えられることから、在住区同士で編成し、団体行動(活動)することを提案します。</p>	<p>計画を推進していくにあたり、個別の事業展開について、ご提案の内容も参考とさせていただきます。</p>

ご意見中、*1～*5の注釈は、消費生活センターで追記したものです。